

防府市農林水産業まつり運営費補助金交付要綱

平成25年7月12日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市農林水産業まつり（以下「農林水産業まつり」という。）の運営経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 市長は予算の範囲内において、防府市農林水産業まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が農林水産業まつり運営に必要とする経費を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 実行委員会は、前条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書に、収支予算書及び開催要項を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、当該補助金の交付を決定し、実行委員会に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 実行委員会は、補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとし、市長はこの請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 実行委員会は、補助金の交付決定があった年度の3月31日までに農林水産業まつり運営に関する資料及び決算書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 実行委員会は、農林水産業まつりに係る収支を明らかにする帳簿その他関係資料を整備しておかななければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月14日から施行する。